

# 兵庫県吹奏楽連盟東阪神支部規約

(名称)

第1条 本連盟は兵庫県吹奏楽連盟東阪神支部（以下本支部と略称）と称する。

(資格)

第2条 本支部は尼崎市地区、伊丹市地区、川西市・猪名川町地区の県吹奏楽連盟加盟団体によって構成される。

(目的)

第3条 ①県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト地区代表を選出する。  
②支部主催の各種研修、研究会等の行事を開催する。

(事業)

第4条 ①兵庫県吹奏楽コンクール東阪神地区大会を開催する。  
②兵庫県アンサンブルコンテスト東阪神地区大会を開催する。  
③その他吹奏楽関連行事に参加、協力する。

(役員)

第5条 ①本支部には次の役員をおく。  
会 長……1名 副 会 長……2名  
理 事 長……1名 副 理 事 長……2名 理事各地区……若干名  
事 務 局 長……1名 事務局次長……2名 事務局会計……2名  
②理事会は①の役員をもって構成される。  
③兵庫県吹奏楽連盟理事4名は理事会の中で互選する。

(委員任期・選出等)

第6条 ①任期は2カ年とする。  
②選出方法  
会 長・副 会 長……理事会で推薦し、総会で承認する。  
理 事 長・副 理 事 長……理事会で推薦し、総会で承認する。  
理 事……各市町の代表による。  
事 務 局 長・事 務 局 次 長・事 務 局 会 計……理事会の推薦により、総会で承認する。

(会計監査)

第7条 ①本支部に会計監査をおく。  
②会計監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(参与)

第8条 ①本支部に参与をおく。  
②参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(事務局員)

第9条 ①事務局に事務局員を置くことができる。  
②事務局員は、事務局長が推薦し、理事会の承認を得る。

(会議)

第10条 総会、理事会、抽選会は会長が招集する。

(会計)

第11条 加盟団体の会費により運営される。

(事務局)

第12条 事務局は事務局長の所属する団体におく。

(規約改正)

第13条 本規約は理事会審議を経て、総会の承認を要する。

(効力の発生)

第14条 本規約は総会当日（承認日）より効力を発する。

(祭・コンクール実施規定)

第15条 祭・コンクール実施規定は別に定める。